

協定販売実施の要請について

道では、道有林から産出する木材について、道と素材生産業者や木材加工業者等が協定を締結し、協定締結者に対して安定的に当該木材を供給することにより、道産木材の需要拡大や安定供給体制の構築等に資することを目的とした協定販売を実施しています。

下記の実施要件に該当する取組について、木材加工業者や地域材ユーザーは、道に対して協定販売の実施を要請できますので、ご利用ください。

1 実施要件

- (1) 木材の付加価値を高める新たな技術を活用・開発し、道産木材の需要や販路の拡大を図る場合

木材加工工場等の新設・増設に伴って木材の付加価値を高める新たな生産ラインを導入する場合や、新たに開発された技術を活用して加工・生産を行う場合を対象とします。

- (2) 森林認証材など広域的な地域のブランド材を普及・開発し道産木材の需要促進を図る場合

新たな製品やブランド材の開発等に地域と連携して取り組む場合や、森林認証材の流通量の拡大や販売促進に取り組む場合、道南スギなど地域性の高い木材の需要拡大に取り組む場合を対象とします。

- (3) 公共建築物や店舗、住宅等の建築に使用するなど地材地消を図る場合

地域で産出する木材を用いて公共建築物や店舗、住宅等を建築し、地域の振興等につながる取組を行う場合を対象とします。

- (4) 道産建築材の供給拡大を図る場合

道産木材を用いた建築材の生産割合を増やすなど、道産建築材の需要拡大に取り組む場合を対象とします。

2 要請できる者の要件

- (1) 木材加工業者

素材(丸太)から一般製材、単板、合板又は集成材等の木材・木製品等を製造する者。

- (2) 地域材ユーザー

道産木材を活用して公共建築物や市町村営住宅等を建てようとする地方公共団体及び設計・施工事業者、又は道産木材を活用した店舗や住宅等を建てようとする設計・施工事業者等(森林認証材の普及等を目的とした協定販売の場合は、木材加工等に関するCoC認証を取得していること。)

3 要請の方法

協定販売実施願(別記様式第1号様式)に必要事項を記入の上、協定販売の実施を希望する森林室に提出してください。

4 協定販売の概要

- (1) 道が協定販売実施願の内容を審査し、協定販売を実施することが適当と認めた場合は、必要とする木材の種類及び数量が産出される森林を選定し、その森林の立木を購入する素材生産業者を公募します。
- (2) 応募した素材生産業者の中から、木材の利用・流通や効率的な木材生産等に関して最良の企画提案を行った者を選定し、当該素材生産業者、木材加工業者、地域材ユーザー及び道の間で3者又は4者による協定を締結します。
- (3) 協定に基づき、道が素材生産業者に立木を計画的に販売するとともに、素材生産業者は木材加工業者に素材(丸太)を、木材加工業者は地域材ユーザーに木材製品を納入します。
- (4) 木材加工業者は毎年度、地域材ユーザーは協定終了後に協定販売の実施結果について道に報告していただきます。

5 注意事項

- (1) 協定販売実施願の提出時期や森林室における伐採計画等の状況により、協定の締結や立木の販売に長期間を要する場合があります。
- (2) 協定書案や実施要件の詳細等は、道有林野産物協定販売実施要領をご覧ください。
- (3) 道は、素材生産業者のみを公募しますので、地域材ユーザーが協定販売実施願を提出する場合は、事前に協定に参加できる木材加工業者を選定し、共同で提出してください。
- (4) 協定締結者となる素材生産業者は、道が応募者の中から最良の企画提案を行った者を公正中立に選定しますので、協定販売実施願を提出した者が自ら当該素材生産業者を選定することはできません。
- (5) 道は、協定締結者となる素材生産業者と木材加工業者又は地域材ユーザーとの間の素材(丸太)や木材製品の取引に関する斡旋、仲介、介入等は一切行いませんので、事前に当事者間で取り決めを行うなどしてトラブルのないようにしてください。
- (6) 素材生産業者を公募する際、木材加工業者及び地域材ユーザーの会社名や連絡先等の情報を併せて公表しますので、応募しようとする素材生産業者から取引価格等に関して事前に相談等がある場合があります。
- (7) 公募の結果、応募した者がいないなど素材生産業者を選定することができなかった場合は、協定販売実施願を提出した者と協議の上、当該協定販売のその後の取扱いについて決定します。

お問い合わせ先

名 称 北海道日高振興局森林室森林整備課 担当:主査
所 在 地 浦河郡浦河町常磐町 26 番地 4 (〒057-0012)
電話番号 0146-22-2744 ファクシミリ 0146-22-6144